

平成21年9月3日

企業会計基準委員会 御中

株式会社 プロネクサス
プロネクサス総合研究所

「財務諸表の表示に関する論点の整理」に対する意見

平成21年7月10日に公表されました標記論点の整理について、当研究所内に設置されている「ディスクロージャー基本問題研究会」で取りまとめた意見等を提出致しますので宜しくお願い申し上げます。

なお、「本論点整理」の議論を進めるには、最初に現在の財務諸表が有している問題点をより明確に示してから、本論点を整理するのが望ましいと考えます。

記

第1部 現行の国際的な会計基準との差異に関する論点

【論点1】包括利益の表示

(1) 包括利益を財務諸表に表示することに賛成ですか。

包括利益の表示が当期純利益の表示を維持することを前提として求められるのであれば、反対すべき理由はない。現実には日本においても「その他の包括利益」に相当する項目の認識・測定・表示がすでに行われており、国際会計基準および米国会計基準に準拠した財務諸表との形式的な比較可能性を高めるうえでは、包括利益の表示が行われることに妥当性があると考えられる。

ただし、議論の進め方については2点ほど要望したい。

第一に包括利益の定義について、さらに検討することが必要である。「論点整理」では、国際会計基準および米国会計基準における包括利益の定義を引用する中で(16・18項)「資本」という語句を用いている。しかし、現在のわが国の貸借対照表では、表示にあたって、「株主資本」は示されているが、「資本」は示されていない。定義における「資本」はequityであって「株主資本」ではないはずであり、「資本」という語句が改めて持ち出されることによって議論が混乱する危険がある。それゆえ、包括利益という概念と、「資本」「純資産」「株主資本」といった概念との関係については実務において理解の統一が図られるような明確な議論が必要である。

第二には、包括利益という概念はそもそも損益計算書と貸借対照表との間の連携を検討する中で採用されるに至った概念と考えられる。それゆえ、その連携という問題も取り上げられる必要がある。本論点整理においてはクリーン・サープラス関係をキーワードとする議論は盛り込まれているが、「クリーン・サープラス関係」が実務において周知されてい

る概念であるとは思われない。それゆえ、クリーン・サープラス関係をキーワードとして展開されている議論を具体的な財務諸表項目を例示したうえでの連携に関する議論に置き換えた方が、一般の利害関係者にとってわかりやすい内容になると思われる。

(2) 包括利益を表示するとした場合、どの計算書に表示することが適切と考えますか。

リサイクリングを行うことを前提にすると 2 計算書方式の方が明瞭と考えられるが、1 計算書方式と 2 計算書方式の選択肢を認めたとしても、同様の情報が開示されることから支障はないと考えられるため、包括利益の表示を行う計算書について選択肢を認めることに賛成する。

なお、連結財務諸表における包括利益の表示については、連結財務諸表を作成するにあたって、親会社説又は経済的単一体説のいずれの考え方を採用するかによって異なってくるが、本論点整理では両者が混同されているので、さらに検討を進めることが必要と考える。

【論点 2】非継続事業に関連する損益の損益計算書における区分表示

(3) 損益計算書上で、非継続事業に関連する損益を区分表示することに賛成ですか。

わが国の損益計算書で非継続事業の区分表示を行うことは、損益計算書の国際的な比較可能性を高めるだけでなく、投資家の将来予測に資する情報の提供という理念的な側面からも必要であると考えられるため賛成である。

また、本論点整理の 33 項でも指摘されているように、我が国の実務では、非継続事業に関連する損益が、廃止時点において他の項目と一括して巨額の特別損失として計上されるケースが散見される。財務諸表利用者の観点からは、その金額の内訳が分かりづらいという指摘ができる。非継続事業に関する新たな区分の導入は、このような状況を改善し、財務諸表の理解可能性の向上に資するものになると考えられる。

(4) 非継続事業をどのように定義することが適切と考えますか。

企業の事業活動における戦略転換の状態は、42 項で概ねカバーされると考えられるので、IFRS 第 5 号改訂案のように同項で挙げられている 2 つの要件のいずれかを満たす場合に非継続事業に該当するという定義を設けることが適切であると考ええる。

(5) 当期に新たに非継続事業に該当することとなった事業について、過年度の損益計算書でも非継続事業として遡及再表示すべきですか。

現在提案されている遡及再表示が「会計処理を形式的に合致させることで比較可能性が高まる」という考え方に基づいている以上、前年度以前の財務諸表と非継続事業除外後の当年度の財務諸表との比較可能性を高めるうえで、比較情報としての前年度以前の財務情報に対しては遡及再表示の方が妥当ではないかと考える。ただし、修正の対象となるのは、セグメント情報等に関する遡及処理の取扱いと同様に、あくまで当年度の財務情報の

有用性を高めるための比較情報であり、前年度以前の業績や財政状態を修正するわけではない点が明確にされる必要がある。

【論点 3】売却目的保有の非流動資産及び処分グループの貸借対照表における区分表示

(6) 売却目的で保有する非流動資産及び処分グループを貸借対照表上で区分表示することに賛成ですか。

近い将来売却することが予定されている非流動資産及び処分グループを、貸借対照表において区分して表示することは、財務諸表利用者の将来キャッシュ・フローの予測に資する情報の改善に繋がると考えられることから賛成である。ただし、開示情報の有用性が高まる理由、売却目的に区分する要件、貸借対照表における表示方法等については、国際的な会計基準の動向を参考に、慎重に検討することが必要と考える。

また、本論点整理 25 ページの図表 2 は、損益計算書において区分表示される「非継続事業に関連する損益」と貸借対照表において区分表示される「売却目的保有の非流動資産及び処分グループ」から生じる損益が必ずしも同じではないことを示していると考えられる。これは、非継続事業と売却目的保有の定義の違いから生じると考えられるが、いずれにせよ図表 2 の意味を明確にされたい。

【論点 7】 その他

(10) 【論点 7】 に記述されている項目の中で、短期的に見直しが必要な項目はありますか。

① 離脱の定め

離脱の定めについて、短期的な見直しをする必要はなく、また定めを置くべきかについては、慎重な検討を行う必要があると考える。

IAS 第 1 号で定める会計基準からの離脱が必要となるケースは極めて稀と考えられ、特に会計基準が原則主義となる場合に、こうした定めを設けることにより、むしろ会計基準に従わない口実を与える危険性も考えられる。

また、これとは逆に、「極めて稀なケース」という定義が厳しすぎるために「離脱の定め」を設けることによって会計基準の実務に対する拘束力が高まることが考えられ、このような厳格すぎる「離脱の定め」を設けることが、企業会計の発展的な改善の余地まで阻害してしまう危険性があるとの理由から反対する考えもある。

② 継続企業の前提に関する注記

継続企業の前提に不確実性が存在する場合には、企業は当該事項を開示しなければならないことから、監査基準やレビュー基準ではなく、会計基準としての定めが必要と考える。

③ 表示方法

表示方法(総額・純額表示)については、短期的に見直しが必要と考える。

総額主義の原則をたてにとり、取引規模を大きく見せたり、総資産を大きく見せたりすることが実務上考えられる。また、現在の日本基準では、金融商品会計基準等に一部規定はあるが、財務諸表全体を通しての規定は存在しない。したがって、純額主義を要求する会計処理についての具体的な要件や指針が必要と考える。

第2部 IASBとFASBの予備的見解における主な論点（フェーズB関連）

【論点A】財務諸表の表示の目的（一体性の目的・分解の目的・流動性及び財務的弾力性の目的）

DPに掲げられている財務諸表の表示の目的（一体性の目的等）により、企業の財務諸表で提供される情報の有用性が改善し、財務諸表利用者がより適切な投資意思決定を行うために役に立つこととなりますか。

財務諸表全体にわたり項目間の関係が明確で、財務諸表が可能な限り補完的であることは財務諸表利用者にとって有用と考えられることから、一体性のある財務諸表とする方針に賛成である。ただし、行項目レベルで厳密に一体性を確保することは、実務上の困難をもたらす可能性があり、また各財務表の目的の違いから、有用性が高まるかについては疑問が残るため、十分な検討が必要と考える。

また、経常的活動から得られるキャッシュ・フローを提案様式のように「営業活動による正味キャッシュ・フロー」とした場合、現行の「営業活動によるキャッシュ・フロー」と混同しかねないため、名称を見直すことが好ましいと考える。

さらに、例えば研究開発や設備投資という項目が本論点整理66ページの提案様式でどのカテゴリーに含まれるのかといった例示をより具体的に示すことが適当と考える。

【論点B】事業セクションと財務セクションの区分

事業セクションと財務セクションに区分することで、現行の財務諸表の様式で提供される情報よりも投資意思決定に有用となる情報が提供されることとなりますか。

事業セクションと財務セクションに区分することは、現行の財務諸表の様式で提供される情報よりも基本的には投資意思決定に有用となる情報が提供されると考えられる。

しかし、例えば、持ち合い株式は事業セクションの投資カテゴリーに区分するのか、あるいは財務セクションに区分するのか等の、財務諸表作成者サイドにおいて、判断の難しい問題を内包していると考えられる。また、金融機関等においては、事業セクションと財務セクションは不可分の関係にある場合が多いと思われる。連結グループに金融子会社を保有する例が多いことを考えると、例えば自動車会社の金融子会社が持つローン債権は、財政状態計算書では、事業セクションの営業カテゴリーの売上債権であるという解釈で良いかといった点について、ガイドラインや説明の追加が望まれる。

【論点 E】 事業セクション及び営業カテゴリーと投資カテゴリーの定義

事業セクション及び事業セクション内の営業カテゴリーと投資カテゴリーは適切に定義されていますか。

財務諸表表示専門委員会のコメントにはほぼ賛成である。特に「(2) 案：投資カテゴリーを、「政策的投資」など限定的な形で定義し、事業セクションの中でそれ以外を営業カテゴリーと定義する」ことによって、事業セクションの営業カテゴリーと投資カテゴリーは適切に定義されることになると考えられる。

営業活動は、多岐にわたり、かつ有機的に相互関連していることが多い。新規の事業や研究活動の初期段階は、先行「投資」といえるような位置づけで始めることも多いが、経営は、現在安定して収益を産む事業から、将来の中核事業となることを期待して育てている事業等を組み合わせて行っているものであり、営業活動自体を網羅的に定義することは困難ではないかと思われる。

よって、範囲の広い営業カテゴリーより先に投資カテゴリーを定めている (2) 案を評価する。

【論点 H】 キャッシュ・フロー計算書の直接法による作成

営業キャッシュ・フローの直接法による表示により、間接法よりも投資意思決定に有用な情報が提供されますか。あるいは、現行の間接法によっても十分に投資意思決定に有用な情報が提供されていますか。

営業キャッシュ・フローを表示するために直接法を用いることに関連して、どれだけの費用を考慮しなければならないですか。

表示については直接法に賛成するが、作成に関してはコスト・ベネフィットの観点から直接法のみを強制するには懸念が残る。そこで、キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には、簡便的な方法（「間接法的直接法による作成」等）を認める必要があると考える。

直接法によるキャッシュ・フロー計算書では、営業収入、材料購入支出、労務費支出等が表示されることから、財務諸表利用者にとって営業活動における現金の流れや、他の財務諸表との関係の理解が容易になると考えられる。しかし、直接法による作成は、作成者におけるコストの増加をもたらすと考えられる。したがって、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成を義務付ける場合には、実務的に対応可能となるよう、現状の会計システムの中で把握している数字を基に、簡便的な方法により作成する方法（「間接法的直接法による作成」等）も認める必要があると考える。

こうした算出方法は正確な金額を算出できない又は詳細な情報を提供できないとの批判も考えられるが、企業（又は企業集団）のキャッシュ・フローの状況を報告し、将来キャッシュ・フローの予測に当たっての情報を提供する観点から有用性はあると考えられる。また、コストについてもフィールドテスト等を踏まえ検討することが必要と考える。

最後に

IASB と FASB による予備的見解で提案された財務諸表の表示方法は極めて概念的なモデルであり、その有用性に対する実証的な根拠は明示されていない。もちろん、現実には実施されていない表示方法である以上、その有用性に関する実証的な根拠を得ることが困難であることは理解できるが、できる限り広範な利害関係者から多くの意見を聴取し、今後の議論に反映させるため、ASBJ は意見の掘り起こしのためのアンケート調査等を実施することも検討してはどうかと考える。

以上